

卸売販売業

【必要書類一覧】 ※下記の事項を変更したときは、**30日以内**に届け出て下さい。

- ① 変更届書（様式第六）
- ② 添付する書類（以下の該当する事項のとおりです。）
- ③ 届出期日を過ぎて提出する場合は、遅延理由書

変更事項	届出に必要な書類
販売業者の氏名	個人の場合：戸籍謄（抄）本 ※発行後6ヶ月以内のものを添付して下さい。
	法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明） ※発行後6ヶ月以内のものを添付して下さい。 閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付して下さい。
販売業者の住所	個人の場合：添付書類不要
	法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※発行後6ヶ月以内のものを添付して下さい。 閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付して下さい。
責任役員（法人の場合）	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※発行後6ヶ月以内のものを添付して下さい。 閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付して下さい。
	責任役員の権限及び分掌する業務を明らかにする書類の提示 （郵送の場合は、写しを添付して下さい。）
	欠格条項に関する誓約 ※変更届書の備考欄に変更後の役員が法第5条第1項第3号イ～トのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは、「新役員は、法第5条第1項第3号イ～トのいずれにも該当しない。」旨を記載 ※責任役員が法第5条第1項第3号のへに該当するおそれのある者については、当該責任役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書の添付が必要となります。（発行後3ヶ月以内のものを添付して下さい。）
営業所の名称	添付書類不要
営業所の所在地の表記	変更内容がわかる書類（住居表示変更の場合、市町村が発行する通知書の写し又は証明書） ※住居表示変更又はビル等の名称変更の場合 （市町村合併による所在地の表記変更を除く）
構造設備の主要部分	店舗平面図（共通様式1） ←変更前と変更後の各1枚 ※余白部分に店舗面積を明記。
	店舗敷地内の建物の配置図（共通様式2） ←変更前と変更後の各1枚
相談時及び緊急時の電話番号とその他連絡先	添付書類不要

変更事項	届出に必要な書類
営業所管理者	<p>使用関係を証する書類（共通様式7）</p> <hr/> <p>資格を証する書類</p> <p>① 薬剤師の場合 薬剤師免許証の原本を提示するか、コピー（裏面記載のある免許証等については両面コピー）の余白部分に「原本に相違なし」及び原本確認日を記載し、販売業者の記名したものを提出して下さい。</p> <p>② みなし合格登録販売者の場合 <u>※第2類医薬品または第3類医薬品のみを扱う場合のみ</u> 販売従事登録証の原本を提示するか、コピーの余白部分に「原本に相違なし」及び原本確認日を記載し、販売業者の記名したものを添付して下さい。</p> <p>③ 指定卸売医療用ガス類、指定卸売歯科用医薬品のみを販売する営業所の場合の管理者であって、薬剤師でない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校・大学等で薬学又は化学に関する専門の過程を修了した者 →卒業証明書の原本の提出または卒業証書の原本を提示するか、コピーの余白部分に「原本に相違なし」及び原本確認日を記載し、販売業者の記名したものを提出して下さい。 ・ 指定卸売医療用ガス類、指定卸売歯科用医薬品の販売等の業務に一定期間従事した者 →実務従事証明書及び実務従事証明書に係る期間に当該証明を行った店舗等が許可を有していたことを証する公務所の発行した証明書類
営業所管理者の氏名	<p>変更事項を証する書類</p> <p>※戸籍謄（抄）本又は書換え後の資格を証する書類（書換え申請中の場合は、申請中であることの証明書でも可） →薬剤師免許証書換え交付申請を奈良県内の保健所で行った場合、販売従事登録証の書換え交付申請を奈良県薬務課で行った場合は不要。</p> <p>※薬剤師の氏名・本籍地の変更は、薬剤師名簿訂正申請、また登録販売者の氏名・本籍地変更は、登録販売者名簿登録事項変更届が別途必要です。</p>
営業所管理者の住所	添付書類不要
放射性医薬品を取り扱うときはその放射性医薬品の種類	添付書類不要
兼営事業	添付書類不要

【省略可能な添付書類】

<p>登記事項証明書 資格を証する書類</p>	<p>申請者が、他の申請・届出の添付書類として薬務課に提出済みであって、その内容に変更がない場合。 ただし、登記事項証明書は発行後6ヶ月以内のものの場合のみ省略可</p>
-----------------------------	---